

## 令和元年度 第1回 総合教育会議 議事録

開催日時：令和元年7月12日（金）10：00～11:30

出席者：市長、教育長、鈴木委員、渥美委員、安田委員、黒柳委員、田中委員

傍聴者：1名 報道関係者：2名

場 所：浜松市役所庁議室

---

### 次第

- 1 開会
  - 2 市長あいさつ
  - 3 令和元年度の協議事項など
  - 4 協議事項
    - (1) 教育委員会・学校の児童虐待に対する対応について
    - (2) 教育推進大綱の見直しの検討について
  - 5 閉会
- 

## 1 開会

### （企画調整部長）

ただいまから、令和元年度第1回総合教育会議を開会します。

会議の開催にあたり、市長からあいさつをお願いします。

## 2 市長あいさつ

### （市長）

委員の皆さまにはご多用の中ご参加を賜りまして、ありがとうございます。

今回は、教育委員会や学校の児童虐待に対する対応と、教育推進大綱の見直しについて、議論したいと思えます。

児童虐待については全国的に大きな問題になっておりまして、児童虐待に起因する不幸な事件も相次いでいます。昨年度、浜松市も相談件数が過去最高となるなど、児童虐待に対して教育委員会や学校がどう対応し、発生の抑止、早期発見、早期対応をしていくかが喫緊の課題ですので、本日は皆さんから忌憚のないご意見をいただきたいと思えます。

後半は、平成27年度にこの会議で策定した教育推進大綱の見直しについてご意見をいただくものです。限られた時間ですがよろしくをお願いします。

### （企画調整部長）

それでは議題に移ります。ここからの進行は市長をお願いします。

### 3 令和元年度の協議事項など

(市長)

まず、次第の3「令和元年度の協議事項など」について、事務局から説明をお願いします。

(企画課長)

資料1をご覧ください。会議の予定について、令和元年度は本日7月12日と12月17日の2回の開催を予定しています。

本日は、(1)教育委員会・学校の児童虐待に対する対応についてと(2)教育推進大綱の見直しの検討について、協議いただきます。

また、2回目の12月17日は、(1)教職員の人材確保等について協議いただくとともに、(2)教育推進大綱について見直しをする場合は、修正案につき了承・決定をいただきたいと考えております。

### 4 協議事項

#### (1) 教育委員会・学校の児童虐待に対する対応について

(市長)

次第の4、協議事項(1)「教育委員会・学校の児童虐待に対する対応について」に移ります。教育委員会から説明をお願いします。

(教育委員会 指導課長)

資料2をご覧ください。まず児童虐待の現状と背景について説明いたします。

(1) 児童虐待対応件数について、浜松市の児童相談所及び家庭児童相談室が対応した虐待相談件数は、年々増加傾向です。虐待を受けている子供のうち、小中学生は全体の約5割を占めています。

(2) 児童虐待の主な原因について、虐待をしてしまう保護者の多くは、子供時代に大人からの愛情を受けずに育ってきたという報告もございます。また、ストレス、社会的に孤立をして援助者がいない、望まない妊娠や親にとって意に沿わない子供の問題などの原因がそろそろ虐待のリスクはより高まります。

(3) 児童虐待の未然防止・早期発見のための取組について、学校では日常的な観察をするとともに、子供や保護者の悩みや不安に対して丁寧に相談に乗っています。また、教育委員会ではスクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)を学校へ配置、派遣したり、教育総合支援センターへ、心理専門相談員を配置したりして相談に対応しています。加えて、教職員を対象に虐待対応についての研修を実施しています。

(4) 児童虐待発生時のチーム(学校)としての対応について、別紙1をご覧ください。学校は虐待を発見したとき、緊急性があると判断した場合は速やかに児童相談所へ通告し、緊急性はないが虐待が疑われると判断した場合には、各区の社会福祉課家庭児童相談室へ相談あるいは通告を行います。同時に教育委員会と情報共有をします。

通告や相談を受けた関係機関については、速やかに適切な対応をしております。その後は関係機関同士で情報交換や連絡調整の機会を持っております。この場を要保護児童対策地域協議会と言い、教育委

員会や SSW も参加をしております。また、個別のケース会議が行われる場合には学校も参加して継続した支援を行っています。

資料2に戻り、「2 課題」について説明いたします。1つ目としては、「児童生徒や保護者の悩みや不安に対する相談へのためらい」という点が挙げられます。児童生徒にとっては当然保護者の存在が大きく、虐待について他人に相談することにためらいや不安があります。また、保護者にとっては子育ての悩みや不安を相談できず、1人で抱えていることが多い現状があります。

2つ目として、「複数かつ複雑化する相談への対応」が挙げられます。グラフをご覧ください。浜松市の学校における SSW・SC の対応件数は年々増加をしています。しかも1人の子供が抱える問題は複数かつ複雑であり、さまざまな相談内容に対応しなければならない状況にあります。

3つ目として、「児童虐待に対応する教職員の経験・認識の差」が挙げられます。虐待を発見しやすい立場にある学校は、発見をした場合は迅速かつ適切な対応に努めておりますが、発見のポイントや発見後の対応等には、教員の認識や経験による差があることは否めません。

また、学校は保護者と協力関係があつてこそ正常な教育活動が営まれる場であることから、通告により、保護者との信頼関係が崩れることを危惧する、そういった懸念が判断に影響をすることがあると考えられます。

それでは、指導課の SSW スーパーバイザーである平川悦子から、SSW の活動についてお話をさせていただきます。

#### **(教育委員会 指導課 SSW スーパーバイザー)**

SSW の平川と申します。日ごろ学校において相談支援活動を行うとともに、SSW 全体のバックアップに取り組んでおります。

学校で子供の支援を行う福祉の専門職が SSW ということになりましたが、その中でも児童虐待は、最も取組が必要な課題であると考えております。

今日は「SSW から見た学校の児童虐待対応の困難と可能性」として日ごろの支援活動に基づく思いをお話しさせていただきたいと思っております。まず1つ目、学校における児童虐待対応はなぜ難しいのかという点です。ただ今、指導課長からも話がありましたように、学校は、そもそも保護者と協力して子供を育てるという前提があります。そうしたことから、通告や外部機関への相談が、保護者との信頼関係を損ねるのではないか、という懸念を持つ場合が非常に多いと実感しています。

また、学校が従来、子供の支援、家庭の相談事などに対して多くの役割を担ってきたという自負があり、学校で何とかしたいという思いが強く、関係機関との連携をためらうことがあります。

それに加え、学校は非常に多忙な現場です。日々の授業に加えて多くの業務がありながら、児童虐待に対応しています。子供を守るために児童虐待対応の感度を高めることは、絶対に必要なことですが、感度を上げると、対応件数がさらに増えます。

そうした中、学校が児童虐待発生時にどのように対応をするかが問題になりやすいですが、それだけではなく、それぞれの事情に応じた見守りの役割も期待されています。先ほど説明があった要保護児童対策地域協議会において、児童相談所や、区の社会福祉課が介入をしている進行管理中のケースは、重篤かつ危険が現在も進行しているケースとなりますが、そのみならず、いったん介入が終結をした後

のケース、また介入には至らないような中度・軽度のケース、そうしたケースの子供が学校には複数在籍しています。

例えば、父親からの身体的虐待が疑われて児童相談所が介入をした場合で、父親がいったん別居や離婚をして一緒に住まなくなった場合、そのことによって虐待の危機は減ったという扱いになりますが、逆にいえばそうした重しが無くなったことで、子供が学校で不安定になったり、暴力行為に及んだりするような状況を示すことが多くあります。

こうした困難の中でも、学校が子供に関わる身近な機関として、重要な役割を果たすことは間違いありません。学校において、SSWと教職員が協働し、さまざまな指導・支援に当たることは、虐待の深刻化や発生予防等につながります。

虐待の未然防止に資する取組として、子供に対する適切なアセスメントがあげられます。子供の気になる様子、落ち着きのなさや、暴力行為、不登校といった状況の裏に、虐待や虐待的なしつけ、ネグレクト等、子供の面倒を適切に見ることができない保護者といった背景が隠れているということが多くあります。子供の不適応への対応という点、発達障害が注目を浴びますが、虐待によって発達障害と似たような行動が現れるということが言われています。問題行動の背景に虐待的な環境があるのではないかとという視点を持って、子供の理解に努めることが重要です。

支援機関との連携についても、発生時に対応をするだけでなく、日ごろから支援機関や地域の人材、地域の関係機関と連携し、子供や家庭とつながっていく、つなげていく、そうしたことが重要になります。

連携という点では、縦の連携、継続的な支援という点も重要です。児童相談所や家庭児童相談室、地域の保健師が丁寧に見守ってきた子供や家庭への支援を就学後につないでいくことが必要です。校種をまたいだ引き継ぎ、学年をまたいだ引き継ぎ、そうした切れ目のない継続的な支援が子供の虐待の深刻化を防止するという点につながると考えます。

そして、虐待リスクを抱えている保護者は、保護者自身が支援が必要な困難を抱えている方がとても多いです。そうした潜在的な要支援保護者は、なかなか周りに対して支援のSOSを出すことができません。

また、「ネグレクト」という子供の適切な養育ができない保護者は、支援に対して無関心であり、SOSを出すことができないケースが非常に多くあります。虐待をしてしまう保護者も困難を抱えているという視点を持って保護者にアプローチをしていく、そうした専門性が必要になってくると考えます。

こうした取り組みを通じ、先生方はもちろん、学校で信頼できる大人と出会うことによって、子供が虐待的な関わりではなく、適切な人との関わりを学んでいくことができます。そのことにより、その子が大きくなったときに虐待の連鎖を止めて虐待をしない大人になる。適切な大人との関わりを通して、適切な人との関わりを実行できる子供になっていく、大人に成長をしていく、そうしたことが望まれると考えています。

虐待は、子供に与えるマイナスの影響が甚大です。それは短期間にとどまらず、成長過程でもマイナスの影響を与えていく。そうした実感もありますし、研究結果もあります。

子供の健やかな育ちのためには、適切な児童虐待対応は必須であり、必要な対応は発生時対応にとどまらないと考えています。子供と家庭を支える仕組みや資源の充実が重要ですが、そこに対して、学校

における支援者である SSW が、資源や学校の橋渡しをして、学校の先生方とともに子供の相談・支援に当たることによって、虐待の未然防止に取り組んでいくことができるのではないかと考えて、日々支援活動を行っています。

#### **(教育委員会 指導課長)**

続きまして、本日も協議いただきたい論点を説明いたします。資料 2 にお戻りください。

まず、論点の 1 つ目として児童生徒や保護者への相談窓口の周知・対応について次の 2 つの観点からご協議ください。まず、未然防止や早期発見・対応に向けた児童生徒に対する教育や啓発について、現状では、人権教育の実施、法務局等のリーフレット配付や相談窓口の紹介、福祉関係機関への通告に対する理解を求める通知の配付等を行っておりますが、これまで以上に充実させるためにはどのような対策が有効でしょうか。次に、子育てに悩む保護者の心情や背景に寄り添う相談窓口について、的確に周知するには、どのような方策が効果的でしょうか。

続きまして、論点の 2 つ目、相談対応体制の充実及び地域との連携について、切れ目ない相談対応体制を整備する観点からご協議ください。現状では、拠点となる学校に SSW 及び SC を配置し、求めに応じて各学校に派遣する相談対応体制をとっております。また、地域の学校医や就学前施設とは年に数回情報交換の場を設けています。

最後に、論点の 3 つ目、教職員のスキル向上と対応フロー等の整備について、虐待のサインを発見し、早期に子供の安全を確保するための研修の充実や緊急対応を要するケースを判断するフロー等の整備について、ご協議ください。現状では、教頭や生徒指導主事・主任を対象とした研修等を実施するとともに、教育委員会において作成した「学校における虐待対応フロー」や子育て支援課から配付した「(学齢版) 子供を虐待から守る手引き」により緊急対応や虐待発見のチェックポイント等を周知しています。

#### **(市長)**

論点の協議へ移る前に、説明に対してご質問等ありましたらお願いします。

#### **(安田委員)**

学校は保護者との協力関係を大切にするため、通告ができないということがありましたが、信頼関係を損ねずにうまく通告ができたというケースがありましたら、教えてください。

#### **(教育委員会 指導課 SSW スーパーバイザー)**

そのような事例は、まず、子供や保護者の様子をよく学校が把握して、もともとその子は支援が必要だという押さえをして、アプローチをしている前提があります。学校で落ち着きがない、友達に暴力をふるってしまうといったことがあるときに、その背景に、もしかしたらその子は暴力を振るわれている恐れがあるかもしれないという可能性を視野に入れて、保護者に「子育て大変ですよ、お話に来ませんか」というような形で、私や SC 等とお話をする中で状況を把握しておく。そこで暴力をふるってしまうというような話があれば、「それはつらいと思うけれども、そのようなことがあると学校としては関係機関と一緒に支援をしなくてははいけない」という事前明示を個別にしておきます。実際に傷やあざが

あつたり、子供から訴えがあつた場合は、その事前明示に基づいて、「お母さん、お父さんも大変だと思うので、関係機関に相談をしておくので、連絡が来たらそちらにも相談をしてね」と、非常にマイルドですがつないでいくことをしており、実際にそのようなケースも増えていると実感しています。

通告というと、保護者を糾弾するようなイメージがありますが、実は支援の始まりであると考えています。母親と相談関係が取れていても、父親の理解がないようなときに、父親に対しては関係機関、児童相談所や社会福祉課から指導をしていただくというような、支援の一貫として通告を持っていくという形が取れるとスムーズであると感じています。

#### **(渥美委員)**

SSW というと、学校が中心になるかと思いますが、幼稚園、保育園での相談、支援は、どの程度行われているのでしょうか。

#### **(教育委員会 指導課 SSW スーパーバイザー)**

私達は小学校、中学校で活動をしており、幼稚園、保育園における相談支援は行っていません。ただし、例えば兄弟関係がある場合に、幼稚園や保育園の先生方とともに連携をすることもありますし、小学校の様子心配なときに、幼稚園や保育園でどのような様子だったか、保護者とどのような対応をしたかということについて、連携していくことはあります。

#### **(市長)**

父親から虐待を受けていて、その問題に介入した後に、子供が不安定になるというケースがあるとのことですが、その後の対応はどうするのですか。

#### **(教育委員会 指導課 SSW スーパーバイザー)**

非常に重篤な場合には、医療機関につないで治療をしていくこともあります。ただ、医療機関につないだからすぐ改善をするということではなく、学校においても、例えば暴力があつたり、不安定な様子があつたときに、まずはその子がなぜそうなっているのかを理解し、子供に「つらいんだね」「怒れちゃったんだね」と声掛けしながら、「でもこの行動はよくないこと」というように、共感と指導、支援を丁寧に行っていくことが一番大切な回復のベースになっていくと思います。

#### **(市長)**

父親の虐待とか暴力から解放されて、本来のびのびするはずが、逆に不安定になるというのは大変なことだと思います。

#### **(教育委員会 指導課 SSW スーパーバイザー)**

暴力によって、医学的・生物学的にも大きな影響がありますし、心理的にも非常に負担になっています。また学びとして、問題があれば暴力で解決をするという誤学習をしてしまっているということがあります。そうした事態になってから、子供を回復に向けていくというのは、非常に大変で手間と時間が

かかります。

**(市長)**

それでは、協議に移ります。

今日は3つの論点が提示されていますので、まず1点目の児童生徒や保護者への相談窓口の周知・対応について、ご意見ご提案などございましたらお願いします。

**(鈴木委員)**

現状として書かれている中に、リーフレットや通知を配付している、とありますが、現物はありますか。

**(教育委員会 指導課長)**

<教育委員会から資料を配付>

お配りした通知は、毎年4月に「様々な社会状況から保護者の皆様に承知しておいていただきたいこと」として、学校から配付しています。

それから論点の3つ目の「子供や家庭の様子から緊急対応をするものなど判断できるフローの整備」に示す学齢版の「子どもを虐待から守る手引き」は、各学校へ1部配付しております。

**(黒柳委員)**

法務局等が作成したリーフレット等を学校から年1回配付してもらっていますが、子供も保護者も、1年間これを保管しておくのは難しいため、学期に1回配付するとともに、学校でいつでも手に取れるよう設置をしたらよいと思います。

**(市長)**

複数回配付する、常備しておくという提案がありました。

他に何かありますか。

**(安田委員)**

今回この会議で虐待をテーマに挙げたということは、全国的な事件の発生がきっかけになっていて、そうした事件を人ごとと思わず、もし浜松市で起きていたらということを考えなければいけないということで今回の議題になったと思います。

このような事案があったときに、学校ではホームページやいろいろなお便りで家庭にアプローチしていますが、例えば新聞の切り抜き等を活用し「一緒にみんなで考えてみよう」という取組をしている学校もあると思います。虐待のニュースを取り扱い、一緒に考える。もしこれが身近で起きたらという投げかけをしながらみんなで考える。それにより、虐待を受けている子が、声を上げるきっかけとなればよいと思います。子供たちは、自分の家庭のしつけや教育が当たり前だと思っている部分があるので、「うちで叩かれるのは仕方がないと思っていたけれど、そうではない」ということを意識させるような

アプローチができればよいと思います。

**(市長)**

定期的に資料を配って終わりではなく、全国的な事件が起こったときに、我がこととして皆で考えるというご提案だと思います。

**(渥美委員)**

論点(1)のアのところに、未然防止とあります。恐らく今日のテーマは、早期発見をしてどう対応をするかが中心なのでしょうが、児童虐待は潜在的なものが多くあるという認識を持たなければいけない。リーフレットを配ることは重要ですが、リーフレットをもらった家庭が実際どの程度見ているかという、むしろ児童虐待を行っている家庭は、そもそもリーフレットを見ないのではないのでしょうか。

なぜ見ないかという、別に虐待などしていないという認識を持ってしまっている可能性がある。リーフレットを配っても見ないということも前提に考えていかなければならない。

潜在的なものを見えるようにするのはどうしたらよいか、どこで見つけるのかという、就学前の保育園、幼稚園のときから注意をしていく必要があると考えます。幼稚園、保育園の先生にも、潜在的な虐待を見つけるための努力をしていただく必要があると考えます。

**(市長)**

小学生になる前の幼児期の早期対応が大事とのご意見です。

次の論点の相談対応体制の充実及び地域と連携について議論したいと思います。ご意見、ご提言のある方はお願いします。

**(田中委員)**

これだけ相談件数が増えている中、外部の医療機関や福祉機関と連携を取る SSW の存在、SC の存在がとても重要だと思います。

今後、確実に増員をしていただきたく、具体的な数値目標を示していただけると保護者としても安心であると思っています。

**(教育委員会 指導課長)**

現在、SSW は 12 人工、SC は 66 人工配置をしております。これをできれば 1 年に 1 人工ずつ増員したく、令和 4 年度までに SSW は 15 人工、SC は 69 人工に拡充できればと考えています。

**(市長)**

人材の確保が大変ではないのですか。大丈夫ですか。

**(教育委員会 指導課 SSW スーパーバイザー)**

浜松市において人数を着実に増やしていただいている中ですが、SSW の仕事は、時間給で行うことが



難しい仕事です。そのため、待遇が十分でない中で人を増やすというのは難しいというのが率直な感想です。勤務条件等を整備し、よい人材を確保するというのを、車の両輪のように行っていただけると大変ありがたいと思っております。

#### (教育長)

量と質の両方の確保が必要と考えています。計画的に1人ずつぐらいは増やしていきたいと思っておりますが、併せて質も高めていく必要もあります。

聖隷クリストファー大学等では、SSWの養成をしておりますので、教育委員会では、そういった実習生の受け入れも行っています。実習生が実践を積み、卒業後さらにスキルを高めて、浜松市の学校にも携わっていただける、そういったよい循環ができるような形にしていければと思います。

それに加えて、SSWもスキルのある方とまだ経験の浅い方がいるため、SSWとしての知識、経験が積めるようにすることも必要と思っております。しっかりと全体のコントロールができるスーパーバイザーの育成もしていきたいと思っております。

#### (市長)

他にご意見ございますか。

#### (安田委員)

虐待の数の増加を考えると、年に1人ずつの増員で追いつくのでしょうか。量も増やし、質も上げていかないといけないと思います。

#### (教育委員会 指導課長)

昨年度の対応件数で見たときに、1人工のSSWが対応しているものについては、多い人で259件になります。1人でこれだけの件数を抱えるのは非常に困難なことであり、十分な対応をもっとしたいという思いを抱えながら業務に当たっているSSWもたくさんおります。ただ大学を出て資格を取れば、すぐにできるという仕事ではないという側面もありますので、質と量の両方を確実に向上させていくことに力を入れるつもりです。増員の数が1人という点については、できれば2人、3人という思いがあるのは事実です。

#### (渥美委員)

現状の児童虐待対応件数に対応するためには、現状でSSWがどの程度不足していて、1人ずつの増員だとさらに一層足らなくなるということなのか、何か数字はありますか。

#### (教育委員会 指導課 SSW スーパーバイザー)

単純に計算で割り出すというのは難しいですが、私自身としては、学校におけるSSWの活動を標準化し、必ず一定の頻度で学校を訪問し支援をするという体制が構築できるとよいと感じています。拠点校からの派遣という形になりますと、どうしてもタイミングが遅れてしまったり、頻度が減ったりしま

す。学校の先生方からすれば問題が大きくないという判断でも、私たちが見ると非常に深刻だということがあつたりしますので、学校の中で SSW が活動をするということが標準的になるような配備、配置をお願いしたいと思っています。

具体的には 1 人が 1 中学校区を担当する形が理想ではありますが、実際 48 人は難しいので、2 中学校区を 1 人が担当し定期的に訪問したり、1 小学校 1 中学校の校区があれば 3 中学校区を訪問するという形で、担当を決めて、定期的に伺えるような体制を作っていただけるとありがたいというのが現場の実感です。

**(市長)**

国は人材確保や財政支援について、どのような対応をしているのですか。

**(教育委員会 指導課 SSW スーパーバイザー)**

1 中学校区に 1 人で、1 万人ということを出していますが、フルタイムの人ではなくて、週何時間働く者を何人というような設定で予算を編成しているのが文部科学省の実態です。

**(市長)**

論点 2 と関連すると思いますが、論点 3 の教職員のスキル向上等について、議論をしていきたいと思っています。教職員のスキル向上は大事だと思います。相談体制の充実と併せて、皆さんからご意見、ご提言があればお願いします。

**(鈴木委員)**

相談対応体制の話で「学校医や校区内の就学前施設等と年に 1~2 回程度、情報共有の場を設定」とあります。学校医だけではなく、かかりつけ医もいると思いますが、医師会との連携はどうなっているのでしょうか。また、就学前の施設が私立の場合である場合でも情報提供を頻繁にして、学校と関わる必要と思いますが、現状を教えてください。

**(教育委員会 指導課長)**

小学校では必ず就学前の健康診断がありますので、そこに来る学校医とは、養護教諭が中心となって連携をしています。その中で、入学が予定されている子供の気になる点などを聞き取っているという現状です。入学後も定期的に内科検診は行っていますので、気になる点について伝えてもらうということは当然しています。

**(市長)**

幼稚園や保育園との情報共有はどうですか。申し送りはきちんとされていますか。

**(教育委員会 指導課長)**

入学前には確実に、幼稚園、保育園から子供の様子を聞き取っています。また、小学校・中学校・幼

稚園・保育園が校区で一緒に研修をする機会もございますので、そういったところで情報共有をしています。

**(鈴木委員)**

先ほど渥美委員も言われたように、就学前からの把握ということを考えると、学校医の先生よりは、かかりつけ医の医師等のほうがサインを見逃すことがないと思います。

医師会等との連絡体制の構築ができるとよいと思います。

**(教育委員会 指導課 SSW スーパーバイザー)**

かかりつけ医のお話がありましたが、地区担当の保健師が、就学前の情報を一番持っています。その中で特にリスクが高い家庭については、継続的に支援をするという体制が、健康づくり課を中心に充実してきているので、そこと学校との連結をもう少し充実ができるとよいと考えております。

SSW が保健師と連携し、学校への橋渡しをしているケースもあるのですが、それはまだ標準的なものではないので、先ほどお伝えした学校担当の SSW がいることで、保健師と SSW、そして養護教諭と三者で引き継ぎするということが実現していくとよいと考えております。

**(市長)**

そうしたことはすぐにできないのですか。

**(教育委員会 指導課 SSW スーパーバイザー)**

現在は各校への派遣という対応であり、小学校で必ず SSW が標準的に活動をしているという形になっていないため、この小学校担当の SSW は誰々という形になっていない点があります。また、保健師も情報を伝えたいと思うのですが、学校側での対応を誰にさせていただくかというところで戸惑いがあるということもあります。

**(市長)**

教頭を対象とした研修や、生徒指導主事や主任を対象とした研修を実施とありますが、恐らくそこまで徹底した研修はできていないのではないですか。

**(教育委員会 指導課長)**

時間で考えると、それほど多くの時間を割けるわけではありません。

**(市長)**

発達支援でも専門的に研修を受ける教員を各学校 1 人定めていると思いますが、同様に生徒指導主事や主任で徹底して研修を受け、そのような人たちが SSW などを補完していくようにすれば、保健師とのやり取りも窓口ができると思います。

**(教育委員会 指導課長)**

現在行っている生徒指導主事、主任への研修を充実させることによって、対応力を高め、連携を促すことに取り組んでまいりたいと思います。

**(市長)**

私はそれが大事だと思います。必要であれば臨床心理士が学ぶようなことも含め徹底して勉強してもらい、児童虐待の専門家を各学校 1 人養成していくということが大事ではないでしょうか。SSW をいくら増やしても、中学校区に 1 人では巡回して終わってしまいます。学校教育部長から何かありますか。

**(学校教育部長)**

現在、児童相談所に学校から 2 人指導主事が配置されています。そういった者が徐々に学校に戻っており、現在 7 人になりますが、その取組を広げていって虐待の対応を充実させるということを考えています。加えて、市長が言われたように、それ以外の生徒指導主事、主任についても、各学校が必ずしっかりと研修を受けて、詳しい者を養成していくことも重要だと思います。

**(市長)**

2 人ずつ増やしていくのでは時間がかかりすぎます。仕組みとして学校に 1 人、児童虐待に対応できる教諭を養成するようにはどうでしょうか。教育長の意見はどうですか。

**(教育長)**

研修は非常に大事だと思います。まずは管理職、校長、教頭を対象とした研修を、しっかりと行う必要があります。また、現在、若手の教員が多くなっておりますので、若手にもそういった意識・スキルをしっかり身につけさせていきたいと思っています。

加えて、学校教育部長が言った児童相談所への派遣は平成 21 年度から 7 人継続的に行っているのですが、それは非常に強みだと思っています。ただ、児童相談所から戻ると個別の学校では頑張ってくれているものの、そこをもう少し浜松市全体のものになるように知識、経験を生かすという形にしていきたいと思っています。

市長が言われた点については、生徒指導主事・主任に対して、児童虐待に特化した研修が必要だと思いました。また、今日お話を伺う中で、養護教諭の力が非常に大きいと思いました。保健師とつながるという点でも、保健師と養護教諭は知識も共通しており、子供との関わり方も上手ですので、まず養護教諭と保健師がつながるということが必要だと思います。また、養護教諭は子供から話を聞くスキルを持っていますので、そこを活用していくとより未然防止や早期対応につながると感じています。

**(市長)**

私が問題だと思うのは、窓口や、誰が責任を持って主体的に対応するかが学校で決まっていないことです。各学校に 1 人配置していかなければいけません。

**(安田委員)**

市長のおっしゃることもよく分かりますが、現在、学校では虐待の窓口は生徒指導主事・主任となっていて、窓口としては明確になっていると思います。

その人たちが虐待対応のスキルを上げればよいのではないかと、学校の事情によって、虐待対応に力を入れる必要がある学校もある一方で、不登校が多くて課題となっている学校もあり、いろいろな状況があります。

担当を作ることについて、学校の中には現在、「何々担当」というものが非常に多くあります。小さい学校になると1人が3つも4つも担当となり、結局名前だけになってしまいます。私は以前SSWがいた学校に勤めたことがあります。その人が教職員に情報を提供してくれたり、対応へのアドバイスをしてくれたりしたので、教職員はすごく意識が変わりました。

SSWが12人ではやはり不十分だと思うので、ある程度の人数を配置をして、その人たちが中心になって教職員と連携をしていくというようにしないと、教職員の担当を決めても、学校の規模によっては担当者の意識は薄まってしまうと思います。

**(市長)**

各種の担当があるかもしれませんが、問題の重要性を考えたら、児童虐待は他のことよりも大事だと思います。他の担当を全部外したとしても、不登校の問題も実はこのような問題と絡んでくる問題ですし、そうした子供たちの心の病や虐待などに特化した人を配置していくべきだと私は思います。

**(渥美委員)**

私は市長の言われる視点が大事だと思っています。

虐待については、例えば体にあざがあるというのは顔に出ていたら誰でも分かりますが、実際は、非常にプライバシーに関わる場所に傷があるケースが多いのです。教職員が洋服を全部めくって、虐待があるかないかは判断できません。そうすると今度は様子がおかしいとアンテナを張り、医師など専門家と相談をして対応をしていかなければいけません。

そうすると、学校の先生は発見能力のスキルを磨いてもらわないと困る。命に関わる大事な問題ですから、専門的な責任者を決めて、対応していつてもらいたいと思います。

**(市長)**

他にご意見はありますか。私は児童虐待は重要な課題だと思うので、教育委員会でも本日出たご意見・ご提案を踏まえて対応をし、1年後に、どのように変化し、どのように対応をしているか、再度協議事項としてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

**(渥美委員)**

ぜひともお願いしたいと思います。

**(市長)**

では来年に再度、1年間の経過を踏まえて、もう一度この課題について取り組んでいきたいと思いません。

## (2)教育推進大綱の見直しの検討について

### (市長)

最後に協議事項の(2)「教育推進大綱の見直しの検討について」に移ります。  
事務局から資料3について説明をお願いします。

### (企画課長)

資料3をご覧ください。教育推進大綱について、現大綱の対象期間が終期を迎えることから、見直しを検討するものです。

まず現大綱の策定の経緯ですが、平成27年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」が改正されまして、地方公共団体の長は総合教育会議での協議を経て大綱を定めることとされました。

そうしたことから、総合教育会議におきまして、大綱の形式、内容について協議を行っていただきました。その際には、第3次浜松市教育総合計画の理念を盛り込む、具体的な内容より普遍的な理念・理想とする、5年で一度見直し、特に変更をする必要がなければそのまま継続をする、といった意見をいただきました。

そうした中で、第3回総合教育会議で現大綱を策定したという経緯です。

### (教育委員会 教育総務課長)

次に検討にあたってのポイントですが、1つ目として、地方教育行政法では、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ大綱を定めるとされております。

2つ目として、第3次浜松市教育総合計画、これは平成27年度から令和6年度の10年間を基本構想としておりますが、現在、国の第3期教育基本計画等を踏まえまして、来年度からの後期計画の策定を進めているところです。

資料5が第3次浜松市教育総合計画後期計画の概要（案）になります。国の第3期教育振興基本計画における基本的な方針のほか、新学習指導要領や、教育をめぐる現状、本市の現状・課題を踏まえて現在検討を行っております。体系図に教育理念として2つ、「未来創造への人づくり」、「市民協働による人づくり」がありますが、後期計画においてもこの教育理念の変更はありません。

また、教育理念に続いて「目指す子供の姿」があって、さらに3つの方針のもとに7つの政策があり、さらにその下に施策が掲げられておりますが、こちらも大きな変更は予定しておりません。この計画は浜松市総合計画の未来ビジョン第1次推進プランと同じ10年間を基本構想期間としておりまして、教育理念・政策は、未来ビジョン第1次推進プランの政策体系とリンクしたものとなっております。

こうしたことから後期計画では教育理念や目指す子供の姿、政策の柱等の体系は継承をして、この施策のもとにぶら下げる具体的な取り組みや目標について前期計画の成果等に基づいて見直しを図ります。

**(市長)**

ただ今の説明に対しまして、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

教育推進大綱を見直すかどうかということですが、特に第3次浜松市教育総合計画は大きな変更点はないということですか。

**(教育長)**

はい。変更はございません。大綱は市長が定めるものです。我々としても、この大綱を意識してやってきましたし、教育だけではなく、生涯学習のところも「創造性あふれるまちづくり」と掲げておりますが、市長がいまどのようにお考えか確認させていただければと思います。教育委員会の中では、大幅に変更はしなくてもよいのではないかと理解しているところです。

**(市長)**

私も、特に何か大きな時代の変化があって、ここを修正しなければいけないということはありませんし、このままでよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**(安田委員)**

このようなものはそれほど大きく変わるものではないですし、私も基本的にはよいと思います。ただ、これを策定した際に考えてそうされたと思うのですが、ひとづくりの「ひと」がひらがなになっている点や、「子ども」の「ども」はひらがなだけれども、いまは市の表記は全部漢字になっている点などについて、考え方を確認して表記だけは直したらどうかと思います。

**(教育長)**

「ひと」のひらがなについてははっきりとは分かりませんが、「ひと、もの、こと」については浜松市の場合にはひらがなで表記をすることが多いということがあります。「子ども」については、現在文部科学省では「子供」の「ども」は漢字となっておりますが、部署によってはまだひらがなで使っているところもありますし、「子どもの権利条約」等になると、子供の「供」という漢字が、ひらがなということもあります。教育委員会としては文部科学省が「子供」の「ども」は漢字という統一見解を持っておりますので、それからは漢字に変えています。字句については事務局も交えて確認をさせていただくことでよろしいかと思えます。

**(市長)**

第3次浜松市教育総合計画は全部漢字になっていますね。

**(教育長)**

それは意識して直しています。

一方、市の組織でも「こども家庭部」はひらがなとなっているなど、ひらがなの方が印象が柔らかいというような考え・意識はあると思います。

(渥美委員)

私は特に現在の大綱に問題があるというような認識はありません。ただ何年か、時代の変遷とともに少し変えていく必要があるか議論する場を設けたほうがよいと考えます。

(市長)

これは定期的に見直しをするのですね。

(教育長)

先ほど事務局から説明がありましたように、5年に一度見直して、特に変更をする必要がなければ、そのまま継続をするという申し合わせが第1回目のときにございました。

(市長)

問題がなければ、また5年後に見直しをするということですね。

(教育長)

はい。

(市長)

文言の整理だけは、検討してもらおうほうがよいですね。そのようなことでよろしいですか。ありがとうございました。

今日の議事は以上とさせていただきます。後は事務局からお願いします。

## 5 閉 会

(企画調整部長)

事務局から特段の連絡事項はございませんので、これもちまして第1回総合教育会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(終了)